

2 地方税制の動き（平成27年度）

(1) 税制改正の方針

平成27年度の税制改正は、デフレ脱却、経済再生を図るとともに、これらと財政健全化を両立する観点から行われた。デフレ脱却、経済再生の観点からは、法人課税を成長志向型の構造に変えるとして、法人実効税率の引下げ及び法人事業税において資本金1億円超の普通法人に対する外形標準課税の拡大等が行われたほか、消費税率の引上げを延期した一方、財政健全化の観点から、消費税率引上げに際し、「景気判断条項」を削除することとされた。

(2) 地方税制改正のあらまし

平成27年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 法人事業税

(ア) 外形標準課税の拡大

<法人事業税の税率>

	改正前		平成27年度（注1）		平成28年度～（注2）	
	標準税率	都の税率	標準税率	都の税率	標準税率	都の税率
所得割	7.2% (4.3%)	7.56% (4.66%)	6.0% (3.1%)	6.3% (3.4%)	4.8% (1.9%)	5.04% (2.14%)
付加価値割	0.48%	0.504%	0.72%	0.756%	0.96%	1.008%
資本割	0.2%	0.21%	0.3%	0.315%	0.4%	0.42%

※ 所得割の税率は地方法人特別税を含む。カッコ書きは地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

注1 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度について適用

注2 平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用

(イ) 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす法人について、給与の増加額を課税標準から控除する（平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）。

(ウ) 外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置の創設

外形標準課税の拡大により負担が増える法人のうち、付加価値額が一定以下の法人について2年間に限り負担増加額の原則2分の1を税額から控除する（平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）。

イ 固定資産税・都市計画税

(ア) 土地に係る負担調整措置について、商業地等の措置特例など現行の仕組みを平成29年度まで継続する。

(イ) 商業地等について、60%から70%の範囲内で、条例で定める負担水準により算定される額まで一律に減額することができる条例減額制度を平成29年度まで継続する。

(ウ) 住宅用地等に係る当該年度の税額が前年度の税額の1.1倍以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合に、当該超える額に相当する額を減額することができる条例減額制度を平成29年度まで継続する。

(エ) 措置年度（平成28・29年度）において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

(オ) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る課税標準の特例措置の対象から除外する。

ウ 不動産取得税

(ア) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置を平成30年3月31日まで3年延長する。

(イ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を平成30年3月31日まで3年延長する。

(ウ) 宅地建物取引業者が中古住宅を取得し、一定の増改築等を行った上、2年以内に個人（自己居住用に限る。）に販売した場合に、当該取得に係る税額を減額する措置を講ずる（平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間の取得に適用）。

エ 地方消費税

消費税率10%（国7.8%、地方2.2%）への引上げ時期を平成27年10月から平成29年4月に変更するとともに、「景気判断条項」を削除する。

オ 個人住民税

(ア) 「ふるさと納税」について、特例控除額の上限を所得割額の2割（改正前1割）に引き上げる。

(イ) 確定申告不要な給与所得者等が「ふるさと納税」を行う場合に、寄付先自治体が本人に代わり申請を行うことで、確定申告を行わず控除を受けられる仕組みを導入する。

カ 自動車取得税

エコカー減税について、基準を見直した上で、新たに20%、40%軽減の区分を設け、平成29年3月31日まで2年延長する。

キ 軽自動車税

(ア) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れたものについて、当該取得の翌年度の軽自動車税を軽減する特例措置（軽自動車税のグリーン化特例）を創設する。

(イ) 原動機付自転車及び二輪車に係る軽自動車税について、税率の引上げを1年延期し、平成28年度以後の年度分について適用する。

ク 地方たばこ税

旧3級品※の製造たばこに係る特例税率を廃止し、税率（千本あたり）を次のとおり段階的に引き上げる。

<地方たばこ税の税率>

	改正前	改正後			
		平成28.4.1～	平成29.4.1～	平成30.4.1～	平成31.4.1～
地方計	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円
道府県	411円	481円	551円	656円	860円
市町村	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

※ エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマ

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置等を講ずることとした。

○固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、平成27年度においても継続する。

固定資産税額及び都市計画税額が前年度税額の1.1倍を超える住宅用地等について、当該超える額を減額する措置を平成29年度まで継続する。

○次世代自動車導入促進税制

自動車税及び自動車取得税の課税免除措置について、燃料電池自動車については平成33年3月31日まで6年延長し、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車については平成28年3月31日まで1年延長する。

○中小企業者向け省エネ促進税制

環境確保条例における事業所の位置づけが変更されたことに伴い、減免の対象となる事業所の範囲を従前と同様となるよう規定を改正するとともに、適用期間を5年延長する。

○法人住民税

法人税割に係る超過課税の適用期限を平成32年9月30日まで5年延長する。

(4) 平成27年度東京都税制調査会答申の概要

東京都税制調査会は、地方分権の時代に相応しい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけでなく、地方全体の立場から提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

平成27年度は、3年を1期とする新体制の1年目に当たる。今期は1年目、2年目は中間報告を行い、3年目に答申をまとめるとしていた運営を改め、1年目、2年目においても答申を取りまとめ、3年目に最終答申を行うこととした。これは国における税制改正の検討の中で毎年のように地方税制をめぐる大きな動きがあることに的確に対応するためである。

今年度は、人口減少社会における税制や活力向上と税制といった中長期的な視点に立った幅広いテーマで議論を行うとともに、税制改正において消費税率10%段階における地方法人課税のあり方が重要なポイントとなることを踏まえ、地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応についての検討を行った。その概要は次のとおりである。

ア 税制改革の視点と方向性

(ア) 地方自治を支える分権改革

地方自治体が自主・自立的に行財政運営を推進していくため、総体として地方財源を拡充する分権改革を進める必要

(イ) 税制改革の視点

a 少子・高齢、人口減少社会への対応

(a) 社会構造の大きな変化に対応し、少子・高齢、人口減少社会にふさわしい税制について検討すべき

(b) 所得格差の解消のためには、社会保障や教育、就労支援など、総合的な取組を行うとともに、税制の役割の一つである所得再分配機能を発揮させることが必要

b 社会経済の活力向上

(a) 都市と地方が共存共栄の関係を構築し、それぞれの特性を発揮しつつ、我が国全体の活力を高めていくことが重要

(b) 地域の社会経済の活性化に向けた施策展開には、総体としての地方税財源の充実が不可欠であり、その上で税制上の優遇措置等の活用も効果的

c 行政サービスに応じた負担の適正化

(a) 我が国の歳出に対する税収の割合は約52%。長期債務残高は1,000兆円を超えるなど財政は危機的状況

(b) 行政サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得て、負担の適正化を図ることが不可欠

(ウ) 税制改革の方向性

a 所得循環の生産、分配、支出という三つの局面でバランスよく課税。所得課税、消費課税、資産課税を適切に組み合わせた税体系の構築が必要

b 地方自治体の役割の大きさを踏まえれば、自主財源の拡充、特に地方税の充実を図ることが重要。とりわけ地方消費税の割合を高めるよう求めていくことが必要

イ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

(ア) 法人事業税及び法人住民税

地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要

(イ) 税源の偏在是正

a 地方法人特別税・同譲与税及び地方法人税は、受益に応じた負担という地方税の原則に反しており、地方分権に逆行する。速やかに撤廃し、地方税として復元すべき

b 不合理な偏在是正措置は、限られた税収を奪い合う地方間の水平調整に過ぎず、地方税収全体のパイの拡大にはつながらない

c 地方法人税の創設により、都は地方消費税率の引上げによる増収額を社会保障施策に充てることができず、他の地方自治体と歩調を合わせることができない

(ウ) 分割基準のあり方

a 分割基準は、複数の地方自治体で事業活動を行う法人の課税権を正しく帰属させる基準。事業活動規模を的確に表す指標であるべき

b 法人の事業活動規模を最もよく表す指標は付加価値。人件費の付加価値に占める割合は約7割。従業者数は人件費の代替指標であり簡単な基準

c 分割基準を財政調整の手段としてはならない

(エ) 企業版「ふるさと納税」等

企業版「ふるさと納税」は、受益に応じた負担という地方税の原則に反するもの

ウ 地方税財政における諸課題

(ア) 法人実効税率のあり方

- a 法人実効税率の引下げだけで企業誘致は困難。人材確保や規制緩和がより重要
- b 地方法人課税は、地方の財政需要を賄うため重要。法人実効税率の引下げの影響については、国の責任で対応すべき

(イ) 法人事業税の外形標準課税

- a 外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するもの
- b 所得割と比べ、付加価値割・資本割といった外形基準は景気変動に左右されにくく、税収の安定化に寄与

(ウ) 個人所得課税における控除のあり方

- a 個人住民税は、地方の基幹税の一つであり、今後も地方自治体にとって重要な役割を果たすもの
- b 所得税について、所得控除を見直し税額控除としていくことは、逆進性の緩和につながるものであり積極的に検討する必要
- c 所得格差への対応として、給付付き税額控除の導入も一つの選択肢

(エ) 地方財政調整の意義と地方交付税

地方税を補完するものとして、地方交付税制度の持つ財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要

(オ) 重要な政策課題への対応

- a 地方自治体が、直面する政策課題に積極的に取り組むため、政策支援税制の活用も有効。その際、公平性とのバランスやインセンティブ効果、事業部門による施策と税制との役割分担に留意が必要
- b 地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化に積極的に取り組むことが課題